

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>北部農と緑の総合事務所</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：環境農林水産部における複写サービス契約の変更（増額）について</p> <p>(1) 変更経費支出伺の起案日： 平成30年4月3日</p> <p>(2) 変更額：5,075円（増額）</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【会計事務の手引】</p> <p>第4章第2節</p> <p>2 支出負担行為の会計事務手続（経費支出伺書の作成）</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【注】 経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。</p> <p>何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください（昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」）。</p> </div>	<p>本事案は、会計事務について財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。</p> <p>会計事務担当者に対し、財務規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>今後は支出負担行為額に不足が生じることのないよう、随時、複写機の使用枚数を確認し、執行状況を管理することとした。特に、支出負担行為残額が少額となった場合は、複数（担当者と1名）で執行状況の管理を行うなど、チェック体制を組むこととした。</p>

3 支出負担行為としてとらえる時期

支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。

節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲
11需用費	契約を締結するとき	契約金額

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>家畜保健衛生所</p>	<p>下記の契約について、経費支出 伺書（支出負担行為）の変更の決 裁が、出納整理期間に行われてい た。</p> <p>契約名称：白灯油の購入に係る単 価契約の締結及び経費支出につい ての変更（3月分） (1) 変更経費支出伺の起案日：平 成30年4月9日 (2) 変更額：66,030円（増額）</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置 を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の 範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を 作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りで ない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節 2 支出負担行為の会計事務手続（経費支出伺書の作成） (2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがっ て、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、 決裁を終えなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【注】 経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不 適正なことであり、決して行わないでください。 何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するように してください（昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」）。</p> </div>	<p>本事案は、会計事務について財務 規則を十分に確認しないまま処理 したことにより生じたものである。</p> <p>会計事務担当者に向け、財務規則 に基づく適正な事務処理の周知徹 底を図った。 今後は支出負担行為額に不足が 生じることのないよう、日常的に執 行状況を確認し、特に、支出負担行 為残額が少額となった場合は、複数 (担当者と1名以上)で執行状況の 管理を行うなど、チェック体制を組 むこととした。</p>

3 支出負担行為としてとらえる時期

支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。

節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲
11需用費	契約を締結するとき	契約金額